

# 「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視」 の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】環境省 【勧告日】平成28年3月1日  
【回答日】（1回目）平成28年12月1日 （2回目）平成30年5月8日

※赤字は  
令和元年6月1日現在

## 1. ごみ焼却施設の長寿命化

### 主な勧告（調査結果）

【勧告】・ **長寿命化計画**（注1）の策定状況を把握するとともに、**同計画の趣旨を周知、策定促進**

（注1）施設保全計画及び延命化計画

・ **長寿命化計画に沿った施設の維持管理の実施状況を把握するとともに、同計画に沿った維持管理を指導**

○ 長寿命化手引き（注2）に沿った長寿命化計画が調査対象施設の約6割の施設で未策定又は一部未策定

（注2）廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）

○ 長寿命化計画に沿った施設の維持管理が行われていない施設あり

・ 計画どおりの定期検査・部品交換を未実施、計画と異なる簡易な方法で検査を実施（H25年度までに大規模改良事業（基幹的設備改良事業）が完了した5施設中2施設）

○ 環境省は、長寿命化計画の策定状況及び同計画に沿った施設の維持管理の実施状況を未把握

【勧告】 **効果検証に資するデータを蓄積し、適時・的確に効果検証を実施**

○ 環境省は、施設の稼働状況をデータベース化。しかし、延命化の効果検証に有用な延命化目標期間等の項目が未設定のため、今後の検証が困難

調査結果

調査結果

### 主な改善措置状況

■ 一般廃棄物処理事業実態調査(H29.3)において、**長寿命化計画の策定状況及び同計画に沿った施設の維持管理の実施状況について把握**

（長寿命化計画の策定状況）

・ 調査対象2,072施設のうち、有効回答が得られた施設では、施設保全計画を策定済みが242施設（11.7%）、策定中（予定含む）が400施設（19.3%）、策定予定なしが1,204施設（58.1%）  
延命化計画を策定済みが256施設（12.4%）、策定中（予定含む）が406施設（19.6%）、策定予定なしが1,210施設（58.4%）  
（注）括弧内は、2,072施設を母数とした割合

（施設の維持管理の実施状況）

・ 上記計画の両方または一方を策定済みは287施設。そのうち、258施設（89.9%）が同計画に沿った施設の維持管理を実施

■ 当該結果に鑑み、平成29年6月に開催した全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議により、改めて**同計画の策定及び同計画に沿った施設の維持管理を促した**

■ 一般廃棄物処理事業実態調査(H29.3)において、施設の**延命化の目標期間等の長寿命化計画の効果検証に資する項目を設定し、194施設の結果を蓄積**

・ 延命化の目標期間は、有効回答が得られた194施設のうち、30年以上が7施設、25年以上30年未満が1施設、20年以上25年未満が11施設、15年以上20年未満が58施設、10年以上15年未満が85施設、5年以上10年未満が29施設、5年未満が3施設

■ 引き続き、施設の稼働状況や延命化の目標期間等のデータを蓄積した上で、効果検証を実施予定

## 2. ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化

### 主な勧告（調査結果）

【勧告】広域化・集約化の進捗状況を明らかにするとともに、課題等を整理した上で、今後の広域化・集約化の考え方や推進方策等について、改めて地方公共団体に提示

- 調査結果
- 社会情勢の変化により、広域化・集約化の推進目的が変化
  - 広域化・集約化、技術の進展により、ダイオキシン類の排出削減に一定の成果
    - ・ ダイオキシン類排出基準値を上回った焼却炉（全国）：  
H11年度 613炉→ H25年度 2炉
  - 広域化・集約化の余地あり。一方、地域によって取組に差異あり
    - ・ 14都道府県の広域化計画期間（おおむねH10～19年度の10年間）中の施設の減少率：2～54%、平均22%
    - ・ 広域化・集約化の定量的な目標が設定されている計画における平均目標達成率：42%

### 主な改善措置状況

#### ■ 一般廃棄物処理事業実態調査(H29.3)において広域化・集約化の進捗状況及び課題等を把握

- ・ 焼却施設の全315ブロックのうち、  
計画通り実施されているブロック数：169（53.7%）  
一部実施されているブロック数：57（18.1%）  
全く実施されていないブロック数：89（28.3%） 等
- ・ 広域化・集約化の課題等としては、財政に係る自治体間の意思決定・調整がうまくいっていない 等

#### ■ 当該結果に鑑み、広域化・集約化の考え方や推進方策等の検討・取りまとめを行い、平成30年夏頃を目処に地方公共団体に示す予定

※ 平成30年度に検討・取りまとめを行い、平成31年3月29日に地方公共団体に対し通知を发出

## 3. 交付金事業等に関する事後評価

### 主な勧告（調査結果）

【勧告】改善計画書の具体的な作成基準、事後評価書・改善計画書の公表に係る手続・時期等を明示・周知

- 調査結果
- ごみの排出抑制に向けた目標の一部が未達成だが、改善計画書を未作成の例あり
  - 事後評価書・改善計画書の約2割が未公表。また、都道府県から市町村等に所見（注）が通知されていない例あり  
（注）事後評価書等の公表の際には都道府県知事の所見の公表も必要

### 主な改善措置状況

- #### ■ 交付金取扱要領等を改正し地方公共団体に周知
- 交付金取扱要領（H28.3）を改正し、改善計画書の具体的な作成基準、事後評価書・改善計画書の公表に係る手続・時期等を明示し地方公共団体に周知
  - 地域計画作成マニュアル（H29.5）を改正し、目標値の設定の仕方・考え方を明示し地方公共団体に周知

- ・ 平成29年11月時点で提出された事後評価書（改善計画書を含む）103件は、見直し後の手続に則り、提出